

## 【続報】新型コロナウイルスによる物流への影響

新型コロナウイルスの感染者数は全世界で380万人を超え、死者は26万人を突破しました。米国に次いで英国の深刻化が顕著となっており、感染者数は約20万人、死者数は約3万人となっています。本号では各国における物流への影響を中心に伝えます。

### 1. 各国における物流への影響

【更新情報のある国・地域】 ※更新情報は下線を引いています。

	国/地域	最新情報 発信日	概要
米州	ブラジル	5月7日	<p>・サンパウロ市とリオデジャネイロ市は、生活に必要不可欠な商業・サービス以外のすべての施設を閉鎖する感染拡大防止措置を延長すると発表しました。また、サンパウロ市では、感染者数が増加しているエリアなどで道路封鎖が行われます（貨物輸送トラックは通行可能です）。</p>
アジア	インド	5月8日	<p>・インドでは2度目のロックダウン延長が発表され、5月17日までとなりました。各地区をゾーン（レッドゾーン・グリーンゾーン・オレンジゾーン）分けし、ゾーンにより許可する活動レベルが決まります。グリーンゾーン、オレンジゾーンでは工場の操業再開が認められていますが、サプライチェーンが稼働していないため段階的な再開となっています。ムンバイやアーメダバード、ニューデリー、チェンナイの工業団地の操業は一定条件下で認められています。</p> <p>・港湾での荷動きの状況は改善傾向になりますが、デマレージの免除が継続しているためコンサイニーの貨物引取りが速やかに行われない状況が続いています。</p> <p>・ロックダウンが解除となると感染者数が増加する可能性があり、工場等では従業員の陽性が確認された場合には稼働を全て停止し消毒し、他の従業員の検査を実施する必要があり、多大なコストが生じる可能性があるため、段階的な操業再開となる見込みです。</p> <p>・4月20日よりロックダウンが一部緩和されましたが、工場は操業を再開できていないため輸入貨物が港湾やCFSに滞留しています。また、船舶省よりデマレージを免除する通達が発出されていることや港湾作業員・ドライバー不足、エンドユーザーの需要減少、資金不足により関税が支払えない等の事由により、受荷主は貨物の引取りに消極的になっており、5月4日にロックダウンが解除されるまで貨物が港湾やCFS内に滞留することが懸念されます。政府は全ての貨物の引取りを許可していますが、作業員不足により混乱が継続しており、状況の改善には少なくとも1週間要すると見込まれています。</p>
欧州	トルコ	5月7日	<p>・正常な生活への復旧が段階的に始まり、制限措置は5月～7月にかけて緩和されていく予定です。</p> <p>・5月1日～3日に31県で外出禁止令が出され、休校措置は31日まで延長となりました。</p>
	フランス	5月7日	<p>・公衆衛生の緊急事態宣言を7月24日まで延長しました。</p>
	イタリア	5月8日	<p>・イタリアでは5月4日から封鎖措置の段階的な緩和が始まりました。身内の訪問や飲食店の持ち帰りサービスが解禁され、工場や建設現場は作業を再開しました。</p>
	スペイン	5月8日	<p>・スペイン下院は非常事態宣言を2週間延長し、5月24日まで延長する案を承認する見通しです。</p>

		<p>・建設業や製造業の一部企業の営業再開を認めましたが、バーや公共施設は引き続き営業停止となっています。ホテルや飲食店は宅配サービスのみ許可されています。</p>	
	<b>ポルトガル</b>	5月8日	<p>・ポルトガルでは5月4日に非常事態宣言が解除されました。小売店や自動車販売店、書店は社会的距離に配慮した上で午前10時以降の営業が許可されました。</p>
	<b>アイルランド</b>	5月7日	<p>・外出制限措置は5月13日まで延長されましたが、行動制限範囲が5kmに拡大し一部緩和されました。</p>
	<b>ベルギー</b>	5月7日	<p>・5月4日から外出制限措置の段階的解除が始まり、事業活動や交通機関の通常運行が再開しました。国境は閉鎖されていませんが、不要不急の渡航は禁止されています。また、5月11日からは第2段階として小売店の営業も再開し、18日から第2フェーズ、6月8日から第3フェーズとして活動が解禁される見通しです。</p>
	<b>チェコ</b>	5月8日	<p>・チェコ政府は、5月11日からEU域外からの季節労働者の入国を許可する方針です。対象となるのは、農業や医療、ソーシャルケア部門などに従事する季節労働者で、新型コロナウイルス検査が陰性と確認する必要があります。また、5月11日からは貨物自動車の都市間移動も全面的に可能となります。</p> <p>・非常事態宣言を5月17日まで延長となりました。新規感染者数が減少傾向にあるため、当初検討されていた期限より1週間短縮となっています。</p>
	<b>セルビア</b>	5月8日	<p>・非常事態宣言が6日に解除されました。外出制限がなくなり、8日からショッピングモールの再開、11日から幼稚園が再開する予定です。現在午後6時～午前5時の外出規制は継続しています。</p>
	<b>ウクライナ</b>	5月8日	<p>・外出禁止令が5月22日まで延長となりました。</p>
	<b>ドイツ</b>	5月8日	<p>・ドイツ政府と連邦16州は、新型コロナウイルス対策の封鎖措置を緩和する計画で合意しました。全ての焦点の営業再開を許可し、学校も段階的に再開する予定です。衛生基準や社会的距離に関するルールは6月5日まで継続となります。</p>
<b>オセアニア</b>	<b>ニュージーランド</b>	5月7日	<p>・ニュージーランド発の航空貨物便を1週間あたり56便増やすと発表しました。コロナウイルス感染拡大に起因する経済への影響を緩和するものであり、高付加価値の農産物を生産する農家などの輸出機会を維持することが目的です。</p>
	<b>オーストラリア</b>	5月7日	<p>・クイーンズランド州と西オーストラリア州では、5月1日より行動制限措置が一部緩和されました。クイーンズランド州では必要不可欠なもの以外の買い物などのレクリエーション目的の行動が可能になりました。</p> <p>・メルボルン港では、中国からの輸入貨物の滞留により保管量が限界を迎える可能性があります。輸出用のコンテナヤードもキャパシティの限界を迎えており、コンテナを保管する代替施設が必要となっています。また、中国向けの輸出貨物はコロナウイルス感染拡大により約20隻の運航がキャンセルとなり、先月輸出予定となっていた貨物も港に滞留したままとなっています。</p>

ア フ リ カ	チュニジア	5月8日	<p>・5月4日～24日、5月25日～6月4日、6月5日～7月14日の3段階に分けて、<u>外出制限令の解除を行うと発表しました。第1段階では、食品産業、テレワークが不可能な業種、個人サービス業、小売業全般が全面的に再開する予定です。サービス業、自由業も全面的に再開しますが、製造業および公共工事部門は生産能力の50%、公共サービス部門も半数による営業再開となります。</u></p>
	ソマリア	5月8日	<p>・<u>西アフリカの石油輸出国8か国と接するギニア湾が最も海賊被害の危険性が高い地域となっています。International Maritime Bureauの統計によると、1月～3月にかけて全世界で発生した海賊被害47件のうち、21件がギニア湾で発生しました。</u></p>

## 【過去の発信情報まとめ】

	国/地域	最新情報 発信日	概要
米 州	アメリカ	4月27日	<p>【ロサンゼルス港・ロングビーチ港】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンテナ船の入港が激減した影響で、各ターミナルではゲートオープンの時間が制限されています。またロサンゼルス港では、通常の80%程度の稼働率でオペレーションを継続しています。</li> </ul> <p>【ジャクソンビル港・マイアミ港・カナヴェラル港】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所はクローズとなっていますが、オペレーションは継続しています。</li> </ul> <p>【サバナ港】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎週土曜日トラックドライバーのオペレーションを中止することを発表しました。</li> <li>・港湾施設の稼働スケジュールについても週5～6日へ短縮し、トラックの稼働時間も削減するとしています。</li> </ul> <p>【バージニア港】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物流量の減少に伴い、5月4日よりPortsmouth Marine Terminalをクローズして、Virginia International Gateway (VIG) と Norfolk International Terminals (NIT)においては、同日よりゲートオープン時間を1時間短縮しオペレーションを継続する旨発表しています。</li> </ul> <p>【ニューヨーク州】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態宣言発表以降、店舗での盗難事件が多発しています。中でも現金を取り扱うスーパーマーケットの夜間閉店中の強盗が増加しています。</li> </ul>

	<b>メキシコ</b>	5月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・The National Security Council は、トラック輸送貨物の盗難被害が 50%増加する可能性がある懸念しています。4 月にはプエブラ-ベラクルス、ベラクルス-タバスコのルートでタイヤをパンクさせ貨物を盗難する事件が発生しました。SensiGuard の発表によると、貨物盗難被害は 70%が市街地で発生し、15%が西部、9%が北東部で発生しています。</li> <li>・コロナウイルス感染拡大に伴い、メキシコ国内のトラック輸送が 25%増加しています。特にハリスコ州サボパンとグアダハラにおいて、食品や飲料などの必需品の輸送が増えています。</li> <li>・メキシコシティ市内では商業施設が閉鎖、50 人以上のイベントが中止となっています。</li> <li>・メキシコ雇用者協会（COPARMEX）は輸送中の貨物を守るため盗難リスクの高いルート（メキシコシティ-プエブラ-ベラクルス-タバスコをつなぐルート、および、メキシコシティ-ケレタロ-グアナファト-ラサロ・カルデナスをつなぐルート）における対策強化を政府に申し入れています。</li> <li>・検疫を装ってトラックを停止させて貨物を盗難する手口が報告されています。</li> </ul>
	<b>欧州周辺</b>	4月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シェンゲン協定加盟国のほとんどが国境を閉鎖していますが、欧州各国では貨物輸送は制限されていません。一方でドライバー不足が発生しており、国境を越えるトラック輸送に遅延が生じています。</li> <li>・シェンゲン圏ではコロナウイルス感染拡大防止のため、アメリカとその他旅客の圏内への入域を9月まで禁止する予定です。また、EU加盟国とシェンゲン圏加盟国は3月17日から30日間国境を閉鎖していましたが、加盟国の同意を得た場合は1カ月延長となる可能性があります。</li> <li>・海上・航空輸送ともに減便のためキャパシティーが不足しています。海上輸送では中国・アジアからの船便減少により空コンテナ不足が生じています。</li> <li>・ドイツ・デンマーク・イタリア等一部の国では商店・書店等一部の業種に限り営業再開をしています。</li> </ul>
	<b>オーストリア</b>	5月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5月1日から外出制限が解除となります。</li> </ul>
<b>東アジア</b>	<b>日本</b>	5月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京港では、3月後半頃から中国発着の貨物量が回復してきており、通常並みの混雑が発生しています。</li> <li>・3月のアジア18か国発米国向け往航コンテナ貨物輸送量は、前年同月比16%減の102.6万TEUとなりました。（米国側では3月中旬から開始された外出禁止令により、荷主が貨物を引き取れなくなり、コンテナが港に置かれたままになっているケースが発生しています。）</li> <li>・緊急事態宣言が発令されてから約3週間が経過しましたが、主要港ではコンテナヤードからの輸入貨物搬出の混乱等は生じていません。</li> <li>・名古屋港のコンテナ取扱量は輸入は2月前年同月比24%減・3月16%減に対し、輸出は2月が12%減・3月が15%減と徐々に輸出のマイナス傾向が拡大しています。また、コンテナターミナルでは中国からの輸入が減少したことを受けて、2月から全ターミナルで実入りコンテナ搬出の時間外ゲートオープンを午後6時まで短縮していましたが、4月17日からは搬入も同様に短縮となっています。</li> </ul>

東南アジア	中国	4月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1月に武漢がロックダウンとなってから約11週間後の3月28日に中欧班列の運行が再開しました。医薬品や自動車部品、電子機器や通信機器が積載され、ドイツ、フランス、ハンガリー、チェコ、ポーランドへ輸送される予定です。今後は武漢発が週2回、欧州発が週1回運行予定です。</li> <li>・山東省から欧州各地に向かう代替郵便輸送ルートの運用が開始されました。青島市の郵便局からコンテナトレーラーで発送された郵便物は、浙江省義烏市で国際貨物列車に積み込まれ、13日後ポーランドに到達し欧州各地へ配送される予定です。</li> </ul>
	カンボジア	4月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北西部バタンバン州で、ブノムデイ検問所を通じたタイとの物流が再開しました。タイ当局は3月18日よりカンボジアとの国境を封鎖し、バンテイメンチエイ州ポイバト、ウドンメンチエイ州オスマック、バタンバン州ドン経由に限り物資輸送を認めていましたが、トラックが集中して検問所が混雑し流通に遅れが生じていました。</li> </ul>
	インドネシア	5月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内の航空貨物輸送の増加により、積み替えが行われる地方の拠点空港で貨物の滞留が発生し始めています。東部地域へ輸送する貨物機が不足しており、南スラウェシ州マカッサルのスルトan・ハサヌディン空港や東ジャワ州スラバヤのジュアング空港、首都ジャカルタ郊外のスカルノ・ハッタ国際空港で滞留が生じています。</li> <li>・国鉄では米や果物・野菜などの生鮮食料品を含む小売品の鉄道輸送を開始しました。鉄道の旅客数減少に伴い貨物輸送事業を強化しており、ジャワ島内60駅に設置した窓口で小売品の持ち込みと受け取りが可能になります。</li> </ul>
	フィリピン	5月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マニラ首都圏を含むルソン島全域のロックダウンを5月15日まで再延長となりました。</li> <li>・ルソン島全域で実施されている外出・移動制限の中でも、マニラ南港・パタンガス港のコンテナターミナルはそれぞれ稼働率70%・50%で運営されています。</li> </ul>
	マレーシア	5月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マレーシア運輸省は28日、活動制限令「フェーズ4」（4月29日～5月12日）で国内すべての港湾の操業を正常化すると発表しました。貿易産業省から操業許可を得た企業による輸出入のみが対象となり、港湾は必需品以外を含む輸出入で24時間操業が可能となりました。</li> <li>・マレーシアでは、主要港に保管されていた輸入貨物などの輸送が開始され港湾の混雑が緩和されつつありますが、加工工場が一部操業していないほか、完成品の輸出が滞っていることで、国内倉庫の収容能力が限界に近づいています。運輸省はこれまで4回にわたり貨物の引取りを求めています。活動制限令により全面的な操業が認められていない自動車・建設関連企業向けの原材料保管が増加し続けており、コンテナの積み残しに繋がっています。</li> </ul>
	ミャンマー	4月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤンゴン管区政府は、コンテナトラックの日中走行（午前7時～午後8時）を一時的に許可しました。引続き夜間外出禁止令により夜間走行は禁止されています。</li> </ul>
南アジア	パキスタン	4月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3月16日から2週間国境を閉鎖していますが、期間を4月28日まで延長しました。パキスタンとアフガニスタンの国境2か所については貨物トラックのみ週3日通過可能です。（さらに移動制限措置は5月9日まで延長する旨発表しました。）</li> </ul>

